

○有効化が否認された外貨債証券の取扱方

(昭和28年8月29日 蔵理第19724号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国債
局長あて

LS 100 に関し以下の要領により回電願いたい。

- 1 有効化申請を否認した証券については、いうまでもなくその回収がのぞましいので、出来るだけ有効化申請者に対してその引渡を要求しているところであるが、諸般の事情から本邦関係者（借換者等）をして返還せしめた方がよいと思われるものについては、在外の所有者に対しては引渡につき言及しないことがある訳で、これはケース・バイ・ケースによる外はない。
- 2 有効化否認の場合、証券の回収がのぞましいことは上述の通りであるが、当該証券の回収に相手方が応じないとき、その相手方が借換の当事者でない限り、これを強制することは妥当でないとする。
- 3 又有効化否認の事実を書面にして相手方に交付し、爾後他者に転売することのないうち注意を喚起しておくことが望ましい。